

第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

赤：委員意見 緑：複数者からの意見 青：市長意見 黒：事務局意見

1 事業特性、地域特性

(1) 事業特性

ア 木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の 4 市並びに日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区から排出される廃棄物の処理については、君津地域広域廃棄物処理事業として、木更津市に位置する廃棄物処理施設において処理が行われている。その第 1 期事業が令和 8 年度に事業終了を迎えるに当たり、第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業として鴨川市、南房総市及び鋸南町の 2 市 1 町を加え、更に広域化するとともに、富津市において新たに廃棄物処理施設を整備する計画である。

イ 新設する廃棄物処理施設はシャフト炉式ガス化溶融炉で、1 日当たりの処理能力は 4 8 6 トン（1 6 2 トン× 3 炉）である。

ウ 処理対象となる廃棄物は、県南の広範な地域から車両により収集・運搬されることから、新たな運搬ルート及び中継地点の設定が予定されている。

(2) 地域特性

ア 対象事業実施区域は、京葉臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には火力発電所、製鉄所、最終処分場等が立地している。

イ 対象事業実施区域内では、砒素及びふっ素による土壌汚染が確認されており、汚染の拡散に十分留意することが必要である。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺で実施された現地調査では、環境省レッドリスト等に掲載されている植物及び動物の生育・生息が確認され、それらの保全に十分配慮し、適切な措置を講ずることが必要である。

エ 南東約 1. 3 キロメートルには市民ふれあい公園が立地し、様々なスポーツや憩いの場として利用され、その背後地には住宅街やショッピングセンター等が存在し、生活環境への十分な配慮が必要である。

2 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最新の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法と結果

(1) 大気質

ア 廃棄物処理施設の稼働による大気質の短期高濃度予測について、内部境界層発達によるフュミゲーション発生時の予測で用いたバックグラウンド濃度が、他の短期高濃度予測で用いたバックグラウンド濃度と異なっている理由を明らかにすること。

イ 廃棄物処理施設の稼働による塩化水素の短期高濃度予測について、予測結果が目標環境濃度と同程度であることに十分留意し、施設の稼働に当たっては、適切な運転管理を行うとともに、排出ガスに係る自主基準値を厳守すること。

(2) 水質

ア 沈砂池及び濁水処理施設の設置について、その構造、処理能力及び設置位置を明らかにした上で、その効果を具体的に記載すること。

イ 工事排水の処理について、砒素及びふっ素が水質管理基準を超過した場合には速やかに水処理施設を設置することとされているが、当該施設が設置されるまでの間における措置内容を記載するとともに、当該施設の処理方法、処理能力及び設置位置を明らかにすること。

(3) 騒音

工事車両及び廃棄物運搬車両の走行による騒音について、主要地方道木更津富津線における現況の道路交通騒音が環境基準値を超過していることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、可能な限り環境影響の低減に努めること。

(4) 悪臭

休炉時に用いる脱臭装置について、その構造、処理方法及び処理能力を明らかにすること。

(5) 土壌

対象事業実施区域内において砒素及びふっ素による土壌汚染が確認されていることから、工事の実施に当たっては、土壌に含まれる有害物質が周辺の土壌や地下水に拡散することがないように環境保全措置を徹底すること。

(6) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出削減について、施設の稼働に当たっては、環境保全措置を徹底するとともに、施設の稼働後においてもコークス使用量の更なる削減を積極的に推進するなど、可能な限り温室効果ガス削減の取組に努めること。

4 監視計画

ア 調査項目ごとに選定理由を整理し、その内容を明らかにすること。

イ 悪臭の調査について、対象事業実施区域と住宅地や周辺施設との位置関係を踏まえ、冬季における調査の実施を検討すること。

ウ 植物の調査について、仮移植期間中の調査計画が明らかにされていないことから、重要な種等の移植に当たっては、仮移植期間も含め、活着状況及び生育状況の調査を年1回以上実施することとし、調査期間を見直すこと。

5 その他

ア 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。

イ 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。